

かべ新聞

2010年7月25日

第2号

JR東海労新幹線地本

東京高裁の不当判決を許さない！ 最高裁判所へ上告し勝利を勝ち取ろう！！

7月21日 東京高等裁判所は、「反処分都労委控訴審」の判決において控訴棄却の不当な判決をくだしました。判決は当時、平成16年のボーナスカット抗議行動で有患副委員長（当時）のビデオ撮影に対する訓告処分は無効であるとした東京都労働委員会命令を取り消した東京地裁の判決を、東京高裁は相当と認めたものです。

私たちはこのような不当判決を絶対認めません。東京都労働委員会と共に上告審において闘いを継続する考えです。

21日夕方、南部労政会館において報告集会を開催し、上告審に向けて闘う決意が述べられました。



勝利に向かって前進しよう！！

共に頑張ろう！！